

所得税等申告会場

● 所得税等

- 注意事項 各会場ともパソコン等で申告書を作成していただきます。
筆記用具、計算機などをご持参ください。

申告会場		受付期間
岡山東 税務署 管内	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階) (北区駅元町)	2月16日(金)～ 3月15日(木) 8時30分～16時 ※相談は17時まで 土・日曜は、受け付けて いません。ただし、 2月18日(日)、2月 25日(日)に限り、 ママカリフォーラムで 確定申告の相談、申告 書の受付を行います。
岡山西 税務署 管内	※ 税務署内には確定申告会場は設置していません。 ※ 駐車場は有料です。 ※ 西大寺、瀬戸税務署管内の人も利用できます。	
西大寺 税務署 管内	西大寺税務署 (東区西大寺中二丁目)	
瀬戸 税務署 管内	瀬戸税務署 (東区瀬戸町瀬戸)	

・ 上記設置期間以外は申告会場を設けていません。

- 2月16日(金)から3月15日(木)までの期間で上記申告会場をご利用ください。
- 電話でのご相談は「電話相談センター」をご利用ください。
所轄税務署(上記問い合わせ先)におかけいただいた電話を自動音声によりご案内します。
 - ママカリフォーラムでは納税できません。
 - 各会場とも、公共交通機関を利用してください。

【確定申告での注意事項】

○第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄は、住民税・事業税の算定に必要な内容ですので、該当する項目がある人は漏れなく記入してください。記載がない場合、算定する税額等に影響がある場合があります。

※配当や株式の譲渡所得のある方、ふるさと納税などの寄附をした方、給与・公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択する方などは、特に記入漏れにご注意ください。

○申告により市県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けようとする人は、市県民税税額決定通知が届くまでに確定申告することが必要です。

● 市県民税

申 告 会 場		受 付 期 間
市内全域	北区市税事務所 (〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号)	2月16日(金) ～3月15日(木) 各日9時～17時 ・土・日・祝日は受け付けていません。 ・お住まいの区の市税事務所での申告にご協力ください。 ・左記以外の岡山市の施設(支所、地域センター、等)では受け付けできません。
	中区市税事務所 (〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号)	
	東区市税事務所 (〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号)	
	南区市税事務所 (〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5)	

※ 所得税の確定申告をされる方は、市県民税の申告は不要です。(ただし、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人は、市県民税税額決定通知が届くまでに市県民税の申告が別途必要となります。)

※ 所得税等申告会場では、市県民税申告は受け付けていません。

※ 申告書の提出は郵送でも受け付けています。

※ 申告相談は、電話でも受け付けています。

◎マイナンバー制度について

マイナンバー記載欄がある書類(確定申告書等)を提出する際には、マイナンバーを記入するとともに、申請されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

マイナンバーカードであれば、1枚で本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)と、身元確認書類(運転免許証等)の両方が必要です。